

第4章 基本目標と取組みの方向性

県では、「熊本県建設産業振興プラン」及び「新熊本県建設産業振興プラン」に基づき、約10年の間建設産業の振興に取り組んできましたが、今後加速度的に進行する人口減少問題や熊本地震発災の経験を踏まえた取組みなど、今後も県内建設産業が、県民の生活を支える社会基盤を守り、未来へつなぐ資産を創造する担い手としてあり続けるためには、発注者及び受注者がそれぞれの役割を強く自覚し、その責務を果たしていくことが求められています。

【発注者及び受注者が果たすべき役割】

1 発注者の責務

発注者は、社会基盤を守り、未来へつなぐ資産を創造する担い手を中長期的に育成及び確保できるよう、適正な設計・積算や施工条件の明示、適切な工期設定等に努めなければならない。

また、引き続き公正で透明な入札契約制度の整備に取り組むとともに、発注や施工時期の平準化に努めなければならない。

2 元請企業の責務

元請企業は、常に施工技術の向上に努め、建設工事の適正な施工を高い水準で実現できるよう、技術力や経営力の強化に努めなければならない。

また、長時間労働の是正や週休2日の確保など働き方改革に積極的に取り組むとともに、下請企業に対する法令遵守指導を的確に行い、適切な工期や適正な請負代金等での発注を行わなければならない。

3 下請企業の責務

下請企業は、高い専門性と施工能力を有する企業として、その技術や技能の承継に努めるとともに、元請企業と対等な関係で取引を行う能力を高め、更なる施工技術の向上や生産性の向上に努めなければならない。

今回の第3次プランにおいては、発注者、受注者それぞれの責務を改めて認識し、前章までに整理した課題を踏まえ、新たな基本目標と3つの取組みの方向性を次のとおり定め、建設産業振興のための施策を展開していくこととします。

また、業界団体や関係機関と引き続き意見交換を行うなど緊密に連携し、目標の実現に向けて着実に取組みを進めていきます。

〔 基本目標 〕

社会基盤を守り、未来へつなぐ資産を創造する持続可能な建設産業の実現

〔 取組みの方向性 〕

◆ 将来の建設産業を支える人材の確保・育成

～ 将来の建設産業を支える優秀な人材を着実に確保・育成します ～

社会資本の適切な維持管理・更新、さらには防災・安全、地域の雇用・経済に欠かすことのできない建設産業の担い手確保のため、若年者等の人材確保・育成に取り組めます。

◆ 生産性の向上等による技術と経営に優れた建設産業

～ 良質な社会資本を提供する技術と経営に優れた建設産業を育成します ～

熊本地震発災により大幅に増加した建設需要の収束に伴う復旧・復興後の建設投資の減少が見込まれる中、今後は限られた建設投資の中でも、その優れた技術力をもって工事を受注し、一定の利益を上げ、自社だけでなく下請企業を含めた地域全体の核となることのできる強い建設企業となるよう取組みます。

◆ 「地域の守り手」として地域に貢献する建設産業

～ 地域インフラの維持管理や災害対応などに貢献する建設産業を育成します ～

地域の安全・安心を担う「地域の守り手」として、地域インフラの日常的な維持管理や除雪、災害対応など持続的な活動を行う建設企業が、県内どの地域においても存在するよう取組みます。